

「シベリア抑留」

第4章 民主化運動

1.「支払われぬ労賃」

a) 日ソ共同宣言 1956年

戦争での損害賠償権を互いに破棄

- ア) シベリア拘留の帰還者と遺族が未払いの労働賃金及び強制連行のロシアに対する請求が不可能
- イ) ジュネーブ条約により被害者は自国政府に請求
- ウ) 「労働証明書」または「労働賃金証明カード」を提供
- エ) 捕虜が上記を本国で提示請求→所属国は未払い賃金の支払いの義務

b) 労働賃金の支払い

ア) 日本政府は上記に基づき豪・

新・東アジア地域・米・英・蘭

などの捕虜に労働賃金の全額支払い

イ) ロシアの捕虜(シベリア拘留

者)に対して日ソ共同宣言を口

実に支払いの拒否

2. 「全抑協」の訴訟と敗訴

a) 全国抑留者協議会

抑留者代表齊藤六郎ら62名の会

ア) 1981年未払いの労働賃金総額2億
6400万円の支払いを請求し訴訟

イ) 1989年4月1日東京地方裁判所の
判決「原告全面敗訴」

- i) 原告の大半がジュネーブ条約以前に帰国
- ii) 「自国民捕虜保障が交戦諸国の一般慣行であったと言えず国際法が成立していたとは認められない」
- iii) 「受忍論」戦争で国民すべてが被害者よってみな我慢の主張
- iv) 戦争の終結後の事で空襲や戦闘による被害との区別
- v) ソ連の労働証明の未発行

b) 東京高等裁判所

ア) 地裁判決以上の証拠

I) 死亡者の名簿公開・遺骨送還などを求めた60回以上の訪問

II) ゴルバチョフ大統領の死亡者名簿の持参来日

III) エリツイン大統領の労働証明書の発行

イ) 東高裁は原告の控訴を破棄 1993年3月5日

ウ) 斉藤六郎死去 1995年12月

c) 最高裁判所

ア) 新証拠の公開

I) 「ワシレフスキー元帥に対する
報告」

II) 「関東軍方面停戦に関する実現
報告」

イ) 最高裁判所第一小法廷

- 1.2審を支持し上告の棄却

ウ) 全抑協の敗訴確定

3.「蠅螂の斧」

池田幸一ら五人の訴訟

- a) ウズベキスタンで炭鉱や鉄道建設に8年間従事
- b) 1999年政府に謝罪と1人300万円の強制労働の補償を請求
- c) 2004年1月 最高裁で敗訴確定

4. 元日本人による訴訟

在日韓国人の李昌易が国に国籍の有無の賠償支払却下の取消と1000万円の損害賠償

- a) 1943年ハバロフスクで8年抑留
- b) 1998年 京都地裁は恩給の国籍条項は合理的な区別との判決
- c) 2002年7月最高裁で敗訴確定

5. ロシア大統領の態度

a) 1999年ゴルバチョフ大統領と斎藤六郎と
相沢英之と草地貞吾との会談

— 「同情の念を表します。両国間の
関係改善のため努力を誓います」

b) エリツィン大統領の謝罪と認知

c) 日ソ共同宣言より保障の支払い拒否

6. 国会の論戦

a) 議員が国会での抑留者補償の審議の請求

ア) 政府の拒否

イ) 国の支払い義務の否定

ウ) 他国の抑留者には賠償支払

b) 南方・イギリス・アメリカ捕虜との相違点

ア) 抑留国が保障の肩代わりの有無

イ) ロシアに補償請求は日ソ共同宣言により不可能

ウ) 両国政府に好都合な条約

7. 「慰めではなく謝罪を」

a) 戦後処理問題懇談会の設置 1982年

ア) 戦後処理問題の検討報告

i) 恩給欠格者の救済

ii) シベリア抑留者の戦後強制労働に対する補償

iii) 引揚者の在外財産問題

イ) 内閣官房長官に提出

b) 自民党の詐欺行為

ア) 自民党の「シベリア抑留者に対する特別給付金支給に関する法案」作成

イ) 1986年7月自民党は衆参同日選挙で大勝

ウ) 法案の非提出

- 選挙目当ての詐欺行為と非難

c) 平和祈念事業特別基金設立 2003年

ア) シベリア被害者を対象に戦争犠牲者の同情の念の事業開始

イ) 10万円の記名国債と銀杯と首相の賞状の配布

8. 補償-他国の場合

a) アメリカ・イギリス・フランス・カナダ
などは国内法制定し国家補償の支払

b) ドイツの補償

ア) 1954年「旧戦争捕虜ドイツ人の
補償に関する法律」制定

イ) 日本円で上限80万円の補償支払

ウ) 住宅建設・事業資金の無利子・低
金利融資の用意

c) 日本では捕虜は恥辱

- 文化的に捕虜を軽視→救済にも影響

9. 最後の慰めは「旅行券10万円」

a) 民主・共産・社会民主党らの法案

2005年7月

ア) 拘留期間に比例し30-200万円の
国の支払

イ) 郵政解散で廃案

b) 平和基金の廃止 2006年

- 「天下りの温床で無駄使いが多い」と批判

c) 被害者に「特別慰労品を送る法律」制定

2006年12月

ア) 財源は平和基金に出資の400億円の
半数程度

- 国でなく平和基金の主体を強調

イ) 特別慰労品の分配

i) 旅行券等金券10万円

ii) 置時計

iii) 万年筆

iv) 文箱又は楯

ウ) 対象者と制限

- i) 1945年9月2日以降ソ連・モンゴルに
強制抑留者
- ii) 申請時日本国籍の保有者

の上記に全て該当の者

— 申

請期間

2007年4月～2009年3月末の2年間